

現行条例(滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例)

および

現行計画(滋賀県低炭素社会づくり推進計画・しがエネルギービジョン)の概要

総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

【参考】現行条例(滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例)の概要

前文(要約)

・過去の二度にわたるオイルショックにより、化石燃料に依存した社会の脆弱さが明らかになった。また、化石燃料の大量消費による大気中の温室効果ガスの増加は、地球温暖化をもたらす、地球環境や、琵琶湖をはじめとする滋賀の自然や暮らしにその影響を与えつつある。

・こうした状況に立ち向かうためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進めなければならない。県は、2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減を低炭素社会の実現のための目標として掲げたところ。

・この目標達成への道筋は平坦ではないが、先駆的に取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出など地域経済の活性化が可能となる。
・私たちは、滋賀の豊かな自然や暮らしを確かな姿で次の世代に引き継ぐことを決意し、その第一歩として、条例を制定する。

第1章 総則

1. 目的

・低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、豊かな県民生活および経済の成長の実現を図りながら持続的に発展することができる社会(=持続可能な社会)の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資すること

2. 用語の定義

・「低炭素社会」を、「化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減された社会」と定義

3. 基本理念

- (1) 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進
- (2) 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進
- (3) 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に推進
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進

4. 県・事業者・県民等の責務

- (1) 県
・低炭素社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施
・施策の策定・実施に当たり、市町その他の地方公共団体、国および民間団体等と連携協力
・県域で民間団体等が行う低炭素社会づくり活動の促進のため、情報提供その他の措置を講ずる
- (2) 事業者
・その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための取組(他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組を含む。)など低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に実施
・県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力
- (3) 県民
・その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組など低炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に実施
・県が実施する低炭素社会づくりに関する施策に協力
- (4) 滞在者および旅行者
・県内における低炭素社会づくりに関する取組に協力

各主体・各分野における施策・取組

第2章 低炭素社会づくりに関する基本的施策等

1. 推進計画の策定等

・県は、県域における施策および県の事務事業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定・公表
・毎年1回実施状況を公表

2. 低炭素社会づくり指針の策定

・県は、各主体が低炭素社会づくりに関する取組を推進するために必要な指針を策定・公表

3. 調査研究の推進および環境産業の育成・振興

4. 低炭素社会づくりに関する理解促進のための情報提供等

5. 環境学習の推進等

6. 県の率先実施

・県の事務事業に関し、次の取組等を率先実施
①省エネ推進、②自動車の温室効果ガス排出抑制、
③再生可能エネルギーの利用推進、
④グリーン購入、⑤廃棄物の発生抑制等

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 事業者が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的利用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定および従業員の服装等への配慮
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理における温室効果ガス排出抑制

2. 事業者行動計画の策定等

・事業活動に伴う温室効果ガス排出量が一定以上の事業者は、低炭素社会づくりに係る取組に関する計画を策定し、知事に提出
・事業者行動計画には、事業者自身の低炭素化のための取組、省エネ製品の製造などの低炭素社会づくりのための取組等を定める
・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出
・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
・中小規模事業者は、事業者行動計画を任意に策定・提出することができる

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 県民等が取り組むよう努めるべき事項

- (1) 日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
- (2) 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的利用
- (3) 冷暖房時の適切な温度設定
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 廃棄物の発生抑制等

2. 低炭素地域づくり活動計画

・自治会や商店街などの民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動についての計画を策定・実施する場合、知事はその計画を低炭素地域づくり活動計画として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行う

第5章 建築物およびまちづくりに係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等
2. 低炭素社会づくりに資する住宅の普及の促進
3. 開発事業に係る計画の立案段階での検討
4. 歩いて暮らせるまちづくりへの配慮

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

1. 公共交通機関の利用等への転換
2. 温室効果ガス排出量がより少ない自動車等の購入等
3. 自動車走行量の抑制等
4. アイドリング・ストップの実施および駐車場設置
管理事業者によるアイドリング・ストップの周知(義務規定)
5. 自動車管理計画の策定等
・使用する自動車の台数が一定台数以上の事業者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るための基本的な方針や取組を定めた計画を策定し、知事に提出
・計画策定事業者は、計画の実施状況を記載した「自動車管理報告書」を作成・提出
・知事は、提出された計画・報告書を速やかに公表
・中小規模事業者は、自動車管理計画を任意に策定・提出することができる

第7章 森林の保全および整備等

- ・県民、森林所有者、事業者等による森林の適切な保全・整備および県内産の木材等の利用推進
- ・県による情報提供および県民、森林所有者、事業者等と連携した森林の保全・整備等
- ・県による公共建築物における県内産の木材の利用推進等

第8章 農業および水産業に係る低炭素社会づくりに関する取組

- ・農業・水産業者による温室効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動の実施
- ・県による温室効果ガス排出量が少ない農業・水産業および地球温暖化に適応した農業・水産業の育成・振興
- ・県民・事業者による地産地消
- ・県による地産地消推進のための生産振興・普及啓発等

第9章 雑則

1. 特に優れた取組を行った県民、事業者、団体の顕彰
2. 指導および助言
3. 報告徴収および立入調査、勧告ならびに公表

その他

1. 施行期日
・原則として平成23年4月1日。ただし計画制度など周知期間を要するものについては、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行。
2. 検討
・知事は、この条例の施行後5年を目途に、施行状況、県民意識、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討・見直しを行う
3. 関係条例の一部改正等
・本条例の制定に伴い影響を受ける「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正等を行うとともに、必要となる経過措置を置く

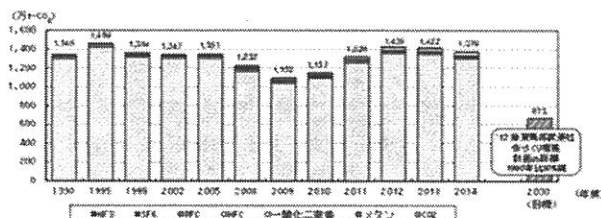
【参考】現行計画(滋賀県低炭素社会づくり推進計画)の概要

第1章 基本的事項

- 第1. 改定の背景
- 第2. 計画の位置づけ
- 第3. 計画期間 2011年度～2030年度
(5年おきに見直し)
- 第4. 対象とする温室効果ガス

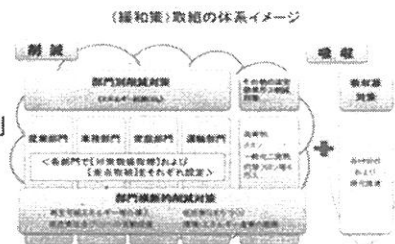
第2章 地球温暖化対策の現状および取組等

- 第1. 世界や国の動向
- 第2. 県域の動向



第4章 緩和策の取組

- 第1. 取組の体系
「部門別削減対策」
「その他の温室効果ガス削減対策」
「部門横断的削減対策」
「温室効果ガス吸収源対策」
- 第2. 部門別削減対策
①産業部門 ②業務部門 ③家庭部門 ④運輸部門
※それぞれに重点取組と対策数値指標を設定
- 第3. その他の温室効果ガス削減対策
①廃棄物 ②メタン ③一酸化二窒素 ④代替フロン類等
- 第4. 部門横断的削減対策
①再生可能エネルギーの導入 ②低炭素なまちづくり
③低炭素社会づくりへの活動促進 ④環境・エネルギー産業の振興
- 第5. 温室効果ガス吸収源対策
①森林吸収 ②緑化推進 ③土壌への炭素貯留



第3章 基本的な方針と目標

- 第1. 目指すべき将来像
今世紀後半に温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が達成された社会(脱炭素社会)を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。
- 第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針

～低炭素社会づくりに向けた4つの「基本方針」～

- 〈基本方針1〉 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進します。
- 〈基本方針2〉 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進します。
- 〈基本方針3〉 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として推進します。
- 〈基本方針4〉 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進します。

第3. 計画の目標(県内の温室効果ガス削減目標)

国の地球温暖化対策計画で示された対策・施策のほか、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出した上で、「しがエネルギービジョン」で示す「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき、以下のとおり設定。(なお、国全体の電源構成については不確定要素が大きいので、国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値も付記。)

排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比23%(29%※)減の水準を目指す

※()書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値

第5章 適応策の取組

- 第1. 適応策の意義・必要性
①適応とは ②気候変動の影響リスクの考え方
- 第2. 気候変動の将来予測情報
①気温 ②降水量
- 第3. 本県における温暖化の影響
①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
⑥産業・経済活動 ⑦県民生活・都市生活
- 第4. 本県で実施する適応策の取組
①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
⑥県民生活・都市生活
- 第5. 適応策の推進
①県の推進体制 ②市町との連携
③県民、事業者、その他関係団体との情報共有

第6章 県の事務事業における取組

- 第1. 取組の経緯と排出等の状況
- 第2. 取組の基本的事項
- 第3. 温室効果ガスの削減目標
- 第4. 県機関における率先実施の取組
- 第5. 取組の進行管理

第7章 計画の進行管理

- 第1. 推進体制
- 第2. 進行管理・公表
- 第3. 計画の共同策定の検討

【参考】現行計画(しがエネルギービジョン)の概要

I. 策定にあたって

○エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針を策定し、『滋賀県基本構想』の基本理念に掲げる「夢や希望に満ちた豊かさと実感・滋賀」をエネルギーの分野から実現していく。



○県民や事業者等が自主的、積極的に取り組むための指針
○『滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン』の改訂版

II. 長期ビジョン編

1. エネルギーを取り巻く社会情勢の変化(時代の潮流)

- (1)東日本大震災に伴うエネルギー問題
- (2)地球温暖化の進行
- (3)人口減少社会の到来

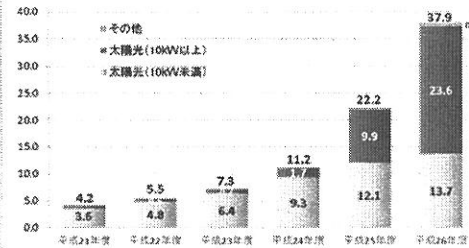
2. 我が国におけるエネルギーの現状

- (1)我が国におけるエネルギー事情
 - 需給動向、温室効果ガス、電気料金
- (2)我が国におけるエネルギー政策の動向
 - 基本計画、電源構成、FIT、電力自由化

3. 本県におけるエネルギーの現状

- 3-1. 全般的事項
 - (1)エネルギー消費の動向
 - (2)温室効果ガス排出実態
 - (3)電気料金の動向
 - (4)エネルギーコストの流出
- 3-2. 個別事項
 - (1)省エネルギー・節電(産業、業務、家庭)
 - (2)再生可能エネルギー(プラン、導入状況)
 - (3)エネルギー高度利用技術(CGS等)
 - (4)エネルギー関連産業・技術開発

(万kW) 再エネ発電設備の導入状況



4. 滋賀の強み

①ともに地域を支え合う多彩な人、②未来を創造する技術やノウハウ、③誇りを高める歴史・文化、④滋賀の発展を支える地の利、⑤恵みをもたらす豊かな自然

5. 基本理念と目指す姿

(1)基本理念

基本理念『原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて』
～地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーション～

- 隣接する若狭地域に原発が集中立地
- 東日本大震災に伴うエネルギー問題
- 環境、経済、山林を預かる本県
- 地球温暖化の進行
- 既設原発の老朽化に伴う廃炉も想定
- 人口減少社会の到来

現代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から実現

原発に依存しない新しいエネルギー社会



(2)目指す姿

①ひと、②暮らし、③地域、④産業

6. 基本方針・基本目標(2030年)

(1)基本方針

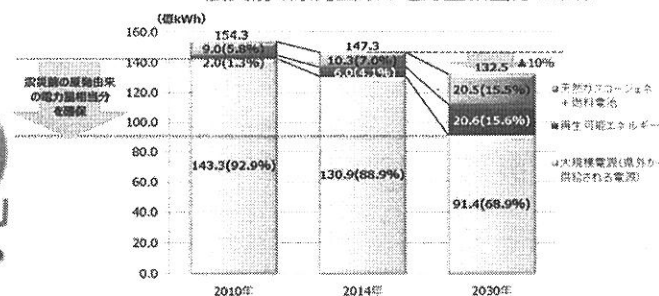
- エネルギーを『減らす』(省エネ・節電)
- エネルギーを『創る』(再エネ)
- エネルギーを『賢く使う』(効率的活用)
- 『支える』(産業振興・技術開発)

(2)基本目標(2030年)

- 電力消費量削減 ▲10%
- 再生可能エネルギー 154万kW
- 天然ガスコジェネ・燃料電池 40万kW

(3)電力供給量の内訳

- 分散型電源(31.1%) うち再エネ(15.6%)
- 大規模電源 ▲36%(2010年比)
⇒震災前の原発由来の電力量相当分を確保



III. 重点政策編

1. 重点プロジェクト

- (1)省エネルギー・節電推進プロジェクト
 - ・省エネ型ライフスタイル、省エネ機器使用 等
- (2)再生可能エネルギー総合推進プロジェクト
 - ・太陽光発電、再生可能エネルギー熱
- (3)小水力利用促進プロジェクト
 - ・農山村地域における小水力発電 等
- (4)バイオマス利用促進プロジェクト
 - ・木質バイオマスや廃棄物のエネルギー利用
- (5)エネルギー自治推進プロジェクト
 - ・地域での取組推進、防災拠点等の災害対応強化
- (6)エネルギー高度利用推進プロジェクト
 - ・天然ガスコジェネ・燃料電池、次世代自動車
- (7)スマートコミュニティ推進プロジェクト
 - ・地域の実状に応じたスマートコミュニティ構築
- (8)産業振興・技術開発促進プロジェクト
 - ・産学官連携によるエネ関連技術開発 等

2. 中長期的な課題検討

3. 計画期間の目標(2020年)

4. ロードマップ

IV. 推進にあたって

- (1)推進体制・進行管理
- (2)各主体に期待される取組例
- (3)国に対する提言事項

○「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の実現に向けて、ビジョンに基づく県レベルで可能な取組として、省エネルギー・節電の推進、再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーの効率的な活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発の促進など、あらゆる取組を様々な主体との連携・協力のもと総動員することにより、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出し、東日本大震災前に依存してきた原発由来の電力量相当分を確保することを目指します。また、国に対して、原発に相当程度依存する現在のエネルギー政策を出来るだけ早い時期に転換することを求めています。